

長崎県廃棄物処理施設専門委員会 議事概要

日 時：平成 30 年 4 月 24 日 10:00～11:35

場 所：長崎県庁 3 階 311 会議室

出席者：朝倉委員、上田委員、蔣委員、杉本委員、高尾委員、林委員

議事概要：以下のとおり

【委員長選出】 委員互選により、林委員が今期の委員長に選出。

【議事】(1) 一般廃棄物及び産業廃棄物の焼却施設の設置（新設）について

「産業廃棄物処理施設設置許可申請に係る経過等について」事務局より説明（略）

「設置許可申請について」申請者より概要説明

【主な質疑】

委員：既設炉と新設炉と交互運転する計画になっているが、これは何を守るためにこのような計画になっているのか。また、交互運転は誰かと取り交わした約束があるのか。

申請者：今回の申請は既設炉の代替基ということで申請している。それ以外の約束というのは特にはない。経営的にも電気契約の基本料金がかかるし、投入する廃棄物の量も大幅に増加しないことから、交互運転で十分かと考えている。

事務局：本案件は平成 27 年 6 月に長崎県環境影響評価条例（アセス条例）により審査されている。その審査において、同時に稼動しないという前提で、アセス条例「対象判定外」になっている。

委員：既設炉の運転状況はどうなっているのか。また、どれくらいの廃棄物が集まってきているのか。

申請者：基本的には 24 時間炉で稼動。年に 2 回のメンテナンス時に、3 週間ずつ止めている。メンテナンス時に廃棄物を保管したくないので、代替基で継続して焼却することでリスクがなくなると考えている。

委員：新設炉はどのあたりが改善されているか。また、煙突が既設炉よりも高いということであるが、既設炉よりどのくらい高いのか、高すぎると今度は拡散されすぎて環境上問題がないのか、景観上影響はないのか。

申請者：既設炉は、当初下水汚泥や浄水場発生活汚泥を専門に燃やす焼却炉として建設していたが、その後、動植物性残さ等を混焼するように追加している。新設炉は計画当初から、汚泥だけでなく動植物性残さ等を含めた混焼を考えており、焼却炉自体の燃焼室の大きさも既設よりも少し大きいし、廃棄物の供給、空気量の制御についても既設より安定的にできるよう設計している。煙突の高さは、既設炉が 30m で新設炉が 42m となっているが、新設炉の標高が低いいため、実際には、新設炉と既設炉では 5 m 程度の差であり、極端に高いわけではない。

委員：雨水による場内排水は、受け枡で溜めて、溜まった汚濁物質は焼却しているとのことだが、水の流れをもう少し詳しく説明していただきたい。

申請者：冷却水やボイラを使用しているので、少量の排水は発生する。こうした水の一部は減温塔で使用したり循環利用している。また、プラントの周囲に雨水側溝を設けて最後に溜め枡に入るようにしている。重油タンクも設置するので油水分離槽を設け

るようにしている。

委員：溜め桝の沈積物等は焼却炉で燃やすのか。

申請者：燃やす場合もあるし、排水処理施設でも処理できる。

委員：溜めたものは排水処理施設に持っていくということでしょうか。

申請者：焼却または排水処理施設で処理することを考えている。

委員：既設炉は15年ほど稼働している。事故もなく、法令も遵守して動いてきたという資料があれば、新しい施設も大丈夫なんじゃないかと思うが、そういう資料があれば見せていただきたい。要は、計画は予想なので完璧な計画を出せるが、本当に今まできちんと問題なく稼働してきたというのが知りたい。

申請者：ばい煙の測定結果等は、今回の生活環境調査の中で資料編として提出している。

委員：ばい煙測定と敷地境界の悪臭の記録があれば見せていただきたい。

事務局よりコピーして配付

委員：通常のメンテナンスは3週間/半年ということだが、今後、既設炉と新設炉の運転の割合はどのようになるのか。

申請者：基本は新設炉を使う。新設炉もメンテナンスが必要なので、その期間を既設炉で対応し、メンテナンスが終了した時点で新設炉に切り替えていこうと考えている。

委員：2炉をメンテナンスするにはコストがかかると思うが。

申請者：1炉では、メンテナンスには長く時間をかけることができない。短い時間でメンテナンスをすると余計にコストがかかってしまうことがある。2炉あることで、じっくりメンテナンスを行うことができ、コストを減らすことができる。メンテナンス費用が2倍かかるのは当然だが、廃棄物の安定的な焼却を続けるためには2炉というのが必要不可欠。

委員：新設炉は何年耐用になるのか。

申請者：既設炉は15年経過したが、焼却炉プラントでは10～15年使うのが普通。これまで330日使っていたプラントが、今後300日くらいになるが、それで飛躍的に耐用年数が延びるということはない。

委員：今回の新設炉は何年使うという計画なのか。

申請者：腐食した配管や焼却炉の中の耐火物を取り替えれば、まだ10年使える。国土交通省における下水処理施設の機械モノの耐用年数は10年だが、実態はメンテナンスをして20～30年使われている。この施設も同じようなことが言えると思うので、20～30年使えると思う。

委員：悪臭対策の実績として敷地境界で基準値を超えたものが夏場にある。有機系のものを扱うのであれば避けられないところではあると思うが、実績として周辺住民から苦情があったのか無かったのか、もし、今後新規施設が稼働する時にこのように基準を超えることがあった場合に具体的にどのように対策するのか、教えていただきたい。

申請者：地区住民さんからの苦情は、昨年は1件もなかった。地元の川棚町にも確認している。一昨年は数件あった。どのタイミングで出たかということ、やはり夏場でかつ既設焼却炉のメンテナンスをしている時。脱臭方法としては、焼却炉に工場内の臭気を入れ込んで脱臭する焼却脱臭をしているが、焼却炉のメンテナンスに入るとメインの脱臭装置が止まるので、その間苦情がある。今後、2炉交互運転になると、メ

メンテナンス期間においても脱臭できない期間というのがなくなるので、悪臭対策がこれまで以上に強化できるものだと考えている。

なお、これまで焼却炉の臭気での苦情というのではない。苦情があるのは、もう一つの化製部門である。動物系の残さを利用した家畜の飼料などを製造しているラインがあるが、そこから臭気が出る。化製工場からの臭気もプロアでダクトを繋げて、ガスを引っ張り込んで焼却脱臭しているのが現状。今後、2炉交互運転になれば継続して焼却脱臭ができると考えている。

委員：以前見学させてもらったことがあるが、昔はそのようなやり方ではなかった気がするが。

申請者：既設の流動床焼却炉ができる前の焼却炉の時代、20年前になるかと思うが、その頃から焼却脱臭をしている。その前は土壌脱臭をしていたが、焼却脱臭が一番効率がいいということで焼却脱臭に切り替えた。

委員：しかし、焼却脱臭にしても2年前に苦情はあっている。

申請者：メンテナンス時に苦情が起こっている。2炉交互運転になれば完全に脱臭できると考えている。

委員：新設炉においても化製場からの臭気を配管で繋ぐのか。

申請者：繋ぐように計画しており、焼却脱臭できるようにしている。既設炉に臭気を繋ぐようになってから劇的に臭気の苦情は減っている。地区住民からもよく対応しているというお声をいただいている。

(申請者退出後)「許可申請の手続き及び許可基準」「川棚町及び利害関係者からの意見について」事務局より説明(略)

【主な質疑】

委員：去年1年間でもいいが、何トン焼却したのか。先程の話では3週間×2回のメンテナンス以外はずっと稼働していたということだが。

事務局：県外で処理できない下水汚泥等も処理している。

委員：ほとんどフル稼働ということでもいいか。

事務局：メンテナンスの期間以外はほとんどフル稼働。

委員：逆に2炉使うのではないかと思っていた。

委員：2炉動かせばいいのにと。せっかく作るのにもったいない。

委員：社長の説明でもあったとおり、2炉使うと電気代が莫大にかかるからだろう。2炉動かして電気代を上回る利益があれば動かすと思う。それだけの廃棄物の量が集まらなければ難しいだろう。

委員：先程、何年間でどのくらい焼却したかを教えてくれなかったのが気になっていた。このあと2炉同時稼働で申請が出るのかもしれないが。

事務局：交互運転ということでアセス条例除外となっている。今の搬入量を考えての判断だと思われる。

委員：同時運転をしないことのチェックとして、データというのは県の方がもらうということになっているのか。

事務局：立入監視の中で、酸素濃度や排ガス量、蒸気量の変化をきちんと確認したいと思っている。常時、データをもらうということは想定していない。

委員：施設については、気象の影響を考えられているが、地震に対する耐震性の記載がない。耐震性は考えられているのか。

事務局：基本、当然のこととして考えられているものと思う。建築基準法等の許可があると思うので、その辺の情報を確認して情報提供したい。

委員：資料に川棚町が測定したデータが掲載されており、基準値ぎりぎりに入っているが、夏場に臭気濃度が上回ったとの記載がある。いつ、何回上回ったのか、そういうデータがあれば教えていただきたい。

事務局：委員が発言されたデータについても、確認後、後日情報提供したい。
後日、各委員に情報提供。

委員：川棚町の意見の中で県の監視指導をお願いしたいと記載があるが、県としてどのように対応していくのか。定期的なのかどうかを含めて教えていただきたい。

事務局：基本的に焼却施設については月1回の監視頻度を決めており、周辺状況も勘案しながら立入している。交互運転についても、立入時にデータを確認していきたいと考えている。

委員：住民との協定書の中にそういうデータを提供するなどの文言は入っていないのか。

事務局：新たな公害防止協定を締結することで現在進行中と聞いている。既設の協定書にはそのような文言は入っていない。

委員：業者からそのようなデータを出してもらおうよう取り決めるのが一番いいと思う。
焼却処理したり排水処理施設に入れたりすることだったので、水質汚濁があるとは思われなかった。ただ、きちんと明記しておいて押さえておいてほしいと思った。

委員：それでは委員会としてとりまとめたいと思う。
許可の条件をどのようにつけるのかということだが、処理能力はきちんと守ること、それをどう示すのかということになるかと思うが、協定書に盛り込むか、業者の方定期的に提出させるかということになるかと思うが、事務局でそのようにさせることを条件にできるのか。

事務局：許可の条件は環境保全上の観点になるのでそうした部分を記載することは難しい。
川棚町と申請者が結ぶ環境保全協定書に謳うことは可能だとは思いますが、それについては川棚町と話をした中での対応になるかと思う。

委員：川棚町と話をされて、その協定書には強制力はあるのか。

事務局：今後、協定書の中身をどのようにするかによると思う。

委員：もし違った条件で運転が認められた場合、川棚町は指導できないのか。

事務局：県の許可として「同時運転をしない」という許可条件を付ければ、立入時に確認できるので、違反が認められれば指導をしていくこととなる。

委員：2つのポイントがあると思う。一つはそういう違反的な運転をしないということ。もう一つはそういうことが起こった場合、住民側が対応できるというシステムがあること。この安心できるシステムをどのように作るのかが気になったところ。

事務局：法律上、許可には生活環境の保全上の必要な条件を付すことができるとあるので、当然、周辺配慮とかいったものに対して生活環境保全上、何らかの悪影響がでてくる、そういった場合であればそれを払拭するための条件を付すことができる。法的な規制が明らかかなものなどは許可の条件として付すべきではないとの環境省の見

解があるので、「交互運転をきっちり守ること」で周辺地域へ悪影響を及ぼさないようにするということが可能かと考えている。

委員：協定書内の条件として住民と企業との間に守るべきことがあるということで、協定書に違反したら県が停止できるとかいうことはできるのか。

事務局：県はあくまで法律の中で、法的にそれが違反しているとかであれば、県が入って指導をするという形になってくるかと思う。

委員：アセスで同時稼働しないとなっているが、同時稼働した場合、違反とみなして止めることはできるのか。

事務局：許可条件になっていれば、当然、許可条件を違反しているという指導することになる。

委員：「同時運転しないこと」という許可条件が付されたとして、業者は履行するかもしれないが、データを川棚町に提供するなどして、町がきちんと運転していることを確認できる仕組みになればいいと思う。

事務局：許可の条件に違反していないかどうかというのを、申請者が県に対し定期的に報告してくるということではできるとは思う。

委員：何か確認できる方法がないと、性善説に立った話になってしまって、ある時騙されたということにもなりかねない。

委員：同時運転を1回したからと言って一発停止は難しいと思う。月に1回立入をする中で2つとも動いているような状況を見た時に、「今は空運転している時間です。」と言うかもしれないが、何度もそのような怪しい場面に出くわせば、県の指導が入るだろうし、県の指導を無視して運転を続けるとは思わない。過度な要求はしなくていいのではないか。

委員：災害の場合の処理について例外措置はあるのか。

事務局：例外措置はあり得るが、手続き上どうなってくるのかがあると思う。当然住民側の理解を得られないといけないことだが、災害廃棄物の処理は非常に重要であり、手続きと住民への説明がクリアできれば不可ということはないと思われる。

また、鳥インフルエンザなどの場合は廃棄物処理法よりも家畜伝染予防法が優先されるので、炉自体に燃やせる能力があるかどうかというのはあるが、それらがクリアできれば当該炉で焼却することは可能と思われる。

以上の審議の結果、既設炉との交互運転をするということを許可の条件として入れる趣旨で意見をとりまとめることとして、議事終了。